

申告期間は、2月18日(月)～3月15日(金)まで
 役場では、2月1日(金)から還付・町県民税申告を受付

確定申告のお知らせ

今年も確定申告の時期がやってきました。期限間近は大変混雑しますので早めに申告しましょう。駐車場は、役場北駐車場、役場東長尾山駐車場をご利用ください。
 ※町県民税、個人事業税の申告は、所得税の申告をすれば同時に済みます
 ※前年に役場または税務署の会場で確定申告をした人には、確定申告のお知らせハガキが送付されますので、ハガキを持参して申告へお出かけください。ハガキが届かない人でも申告が必要な場合がありますので、次の「申告が必要な人」をご確認ください。

所得税の申告が必要な人

- ① 事業所得、不動産所得、譲渡所得等がある人
- ◎ 30年中の所得が、基礎控除、配偶者控除、扶養控除等の所得控除の合計を超える人
- ② 給与と所得者の場合
 - ◎ 給与の年間収入が20万円を超える人
 - ◎ 給与を1か所から受けている人で、給与と所得や退職所得以外の所得の合計が20万円を超える人
 - ◎ 給与を2か所以上から受けている人で、年末調整を受けない給与の収入と、「給与と所得や退職所得以外の所得」の合計が20万円を超える人
 - ◎ 年金受給者の場合
 - ◎ 公的年金等に係る雑所得が、所得控除の合計を超える人

※ただし、公的年金収入の合計が400万円以下で、かつ、公的年金以外の所得金額が20万円以下の人は、確定申告の必要はありません。

町県民税のみ申告してください

次の人は申告をすることで所得税の還付が受けられる場合があります

- ① 給与と所得者で、平成30年の途中で退職し、その後就職しなかったため、年末調整をしていない人
- ② 給与と所得者で、雑損、医療費、寄附金、住宅借入金等特別控除等を受けることができる人
- ③ 年金受給者で、医療費、社会保険料控除等を受けることができる人

町・県民税の申告が必要な人

31年1月1日現在、町内に住んでいる人で、次にあてはまる人は町・県民税の申告が必要な場合があります。
 ※所得税の申告をする人は、町県民税の申告は不要です

- ① 営業、農業、大工、日雇い等をしている人や不動産収入等のある人
- ② 国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入している人(年金から天引きされている場合を除く)
- ③ 給与と所得者の場合
 - ◎ 給与と所得以外の所得のある人
 - ◎ 雑損、医療費控除等の各種所得控除を受けることのできる人
- ④ 年金受給者の場合
 - ◎ 公的年金収入の合計が400万円以下で、天引きされていない保険料等の各種所得控除を受けることのできる人

◎ 公的年金等に係る雑所得以外の所得のある人

- ⑤ 平成30年中的収入が無い人、または、非課税収入(遺族年金・障害年金・失業給付金等)のみの人で、同居の親族の税法上の扶養親族になっていない人

作成済みの申告書の提出先

- 所得税の申告
半田税務署1階の受付窓口
 - 町県民税の申告書
役場第5会議室受付
- ※申告書は郵送でも提出できます

要介護認定を受けている人へ

平成30年12月31日現在、要介護認定を受けている人は、障害者控除が受けられる場合があります。要介護認定を受けていても身体等の状態により、対象外となる場合があります。対象者には「障害者控除対象者認定書」を1月中旬に役場福祉課から送付します。

医療費控除に使用する証明書

前年までに医師より「おむつ使用証明書」の発行を受けた人で、平成30年12月31日現在、要介護認定を受けている人は、医師の発行する「おむつ使用証明書」に代わり、役場福祉課で「証明」を受けられる場合があります。詳しくは、役場福祉課へお問合せください。

国民健康保険の医療費通知

平成30年分の医療費通知は医療費控除の申告に使用できます。医療費通知は2月中旬に送付します。

保険料等の支払明細書(申告用)

各保険(国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料)の平成30年分支払明細書(普通徴収分)は、あわせて1月中旬に送付します。

申告に必要なもの

- ① 印鑑
- ② 本人確認書類(下記参照)
- ③ マイナンバーカードまたは、マイナンバー通知カード(下記参照)
- ④ 給与、年金、報酬等のある場合
 - ◎ 源泉徴収票
 - ◎ 報酬等の支払調書
 - ※ いずれもコピーでないもの
- ⑤ 医療費控除を受ける場合
 - ◎ 領収書や医療費通知をもとに作成した医療費控除の明細書もしくはセルフレイケーション税制の明細書
 - ※ 平成31年分の確定申告までは領収書の添付または提示によることもできます
- ⑥ 社会保険料、生命保険料、地震保険料控除を受ける場合
 - ◎ 払込証明書
- ⑦ 障害者控除を受ける場合
 - ◎ 障害者手帳
 - ◎ 障害者控除の対象となる要介護認定者は「障害者控除対象者認定書」
- ⑧ 寄附金控除を受ける場合
 - ◎ 領収書、証明書等
- ⑨ 住宅借入金等特別控除を受ける場合
 - ◎ 家屋の登記事項証明書
 - ◎ 家屋の請負、売買契約書の写し
 - ◎ 住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書
 - ◎ 住宅ローン等に含まれる敷地等の購入に係る借入金等についてこの控除を受ける場合は、その敷地等の登記事項証明書、その敷地等の分譲に係る契約書等その敷地等の取得価格・取得年月日等を明らかにする書類またはその写し

所得税の還付金を受取る場合

口座振込での受取りとなるため、金融機関名、預金の種類、口座番号(本人名義に限る)が必要です。

役場では申告受付ができない人

- ① 青色申告の人
- ② はじめて営業等事業所得や農業所得の申告をする人
- ③ 分離課税所得の申告を要する人(土地等の資産および株式等の譲渡所得、申告分離課税を選択する配当所得のある人)
- ④ 所得税の税額控除を受けようとする人
 - ※ 2年目以降の住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)、配当控除、寄附金特別控除は受付できません
- ⑤ 贈与税の申告および個人事業者で消費税の申告義務がある人

平成28年分以降の確定申告書等の提出の際には、マイナンバーの記載+本人確認(番号確認と身元確認)書類の掲示または写しの添付が必要です。

- マイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちの人
 - ・ マイナンバーカードのみで、本人確認が可能
 - ・ e-Tax を利用すれば、本人確認書類の掲示、写しの添付は不要

■ マイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちでない人(番号確認書類)

- ご本人のマイナンバーを確認できる書類
 - ・ 通知カード、住民票の写し、住民票記載事項証明書(マイナンバーの記載のあるものに限る)の内、いずれか一つ

+

【本人確認書類】

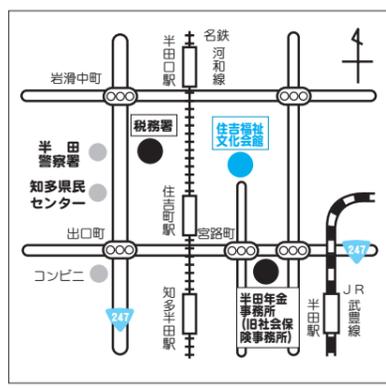
- 記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類
 - ・ 運転免許証、公的医療保険の被保険者証、パスポート、身体障害者手帳、在留カード等の内、いずれか一つ

申告会場

● 住吉福祉文化会館(半田市宮路町53)

受付内容
 所得税、贈与税、個人事業者の消費税・地方消費税
 期間・受付時間
 2月18日(月)～3月15日(金) ※土・日曜日は除く
 9時00分～16時00分
 ※2月24日(日)・3月3日(日)は受付します
 ※会場の混雑状況等により、早めに受付を終了することがあります

● 役場第5会議室
 受付内容
 町県民税、一部の所得税
 期間・受付時間
 2月18日(月)～3月15日(金) ※土・日曜日は除く
 9時00分～12時00分、13時00分～16時00分
 ※還付申告、および町県民税の申告(住宅借入金等特別控除を除く)は2月1日(金)から受け付けます
 ※例年、午前の早い時間帯は大変混雑合います。混雑状況等により、待ち時間が長くなる場合があります。また、午前に来られた場合でも午後からの申告受付となる場合があります



税についての相談は
 半田税務署 ☎ 21-3141
 (受付時間 8:30～17:00)
 ※土・日曜日、祝日は除く